

議案第 33 号

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 6 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成
27 年かすみがうら市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「34 教育長」を「35 教育長」に改め、同表 33 市長の
項の次に次のように加える。

34 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和 25 年法 律第 144 号）に準じて行う事務であって規則で定めるも の
-------	---

別表第 2 の 1 市長の項特定個人情報の欄を次のように改める。

(1) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情 報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

(2) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第2の2 市長の項特定個人情報の欄、同表4 市長の項特定個人情報の欄、同表6 市長の項特定個人情報の欄及び同表7 市長の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の9 市長の項特定個人情報の欄及び同表11 市長の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(4) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の13 市長の項特定個人情報の欄及び同表14 市長の項特定個人情報の欄を次のように改める。

(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

(2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の15 市長の項特定個人情報の欄、同表17 市長の項特定個人情報の欄、同表18 市長の項特定個人情報の欄、同表19 市長の項特定個人情報の欄及び同表20 市長の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の22 市長の項特定個人情報の欄を次のように改める。

(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

(2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の23 市長の項特定個人情報の欄、同表26 市長の項特定個人情報の欄、同表27 市長の項特定個人情報の欄及び同表28 市長の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の29 市長の項特定個人情報の欄、同表30 市長の項特定個人

情報の欄及び同表 3 2 市長の項特定個人情報の欄を次のように改める。

- | |
|-----------------------------|
| (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| (2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |

別表第 3 の 1 教育長の項特定個人情報の欄に次の 1 号を加える。

- (3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。